

「はい、こちら企業の労働  
110番です」

電話の主はまもなく開店を控えているコンビニのオーナーさんでした。

一勝サテをして二ンヒニの  
オーナーになりました。これ



名北協会相談員日誌 55

# まちかど企業の 労働110番です

いとう労務経営事務所 所長  
名北労働基準協会雇用関係助成金相談室長

伊藤妙子

確かに禁止されていると思つ  
のですが、例えばフリーラン  
スであれば、深夜時間も勤務  
してもらつても大丈夫でしょ  
うか？」

労働者として使用することは禁止されています。しかし、満13歳以上満15歳到達日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童は新聞配達の業務等、非工業的事業については労働基準監督署の許可を受けることを条件に、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ労働が軽易な職業については

前5時までの間をいいます  
（厚生労働大臣が必要である  
と認める場合においては、そ  
の定める地域又は期間につい  
ては午後11時から午前6時ま  
で）。年少者に該当する年齢  
の者（満18歳未満）は、高校  
生や専門学生、フリーター等、  
性別を問わず、深夜業をさせ  
ることはできません。コンビ  
ニぞけでなく、年少者が就

ある土木建設会社の専務が労働基準法違反で逮捕されました。これは年少者である少年(16歳)が18歳未満と知りながら、東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質に汚染された草や土を取り除く作業をさせた疑いがあるとして逮捕された事件です。逮捕当时「アルバイトだから」と供述していたようですが、"アルバイト"であっても当然、労働基準法が適用されます。

から開店に向けて、社員やアルバイトの面接を行う予定です。採用にあたり、分からな  
いことが多く困っています。

とくに未成年者や高校生のアルバイトの採用や労働時間について教えてください。高校生は22時以降働いてもらうの

す。その規定の適用を受ける者を明確にするために、年少者等の年齢区分が重要となります。高校生や専門学生、フリーター等は、満18歳未満であれば同じ「年少者」です。就業制限は同じです。また、「児童」は原則としては

も、所轄労働基準監督署長の許可を条件として例外的に修学時間外に働くことがあります。



さらに、映画製作・演劇の事業では満13歳未満の児童でも、所轄労働基準監督署長の許可を条件として例外的に修学時間外に働かせることがで

れる業務、福祉上有害な業務（酒席に侍する業務等）他が年少者に就業させではならぬ業務として挙げられていました。今年2月、名古屋市内に

次回は年少者の採用する際の注意点、社会保険、労働保険の加入義務についてご説明いたします。